

有報の記載事項の整理等、検討

—金融審、ディスクロージャーWG

去る5月18日、金融庁は第5回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(座長・神作裕之・学習院大学法学部教授)(以下、「本WG」という)を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

有報の記載事項の整理

有報の記載事項について、

2025年中に開催された本WGでは、「投資家にとって有用性が限定的であり、企業にとって負担感が大きい事項を見直すべき」、「有報と事業報告等との一本化とそれを通じた総会前開示の議論の動向を踏まえつつ検討すべき」との意見が聞かれていた。

一方、法制審議会・会社法制部会では、「開示に係る会社の作業負担の軽減のためには『一本化』だけでなく、有報と事業報告等の開示事項の共通化の徹底や、事業報告等の固有部分の必要性を精査し、必要であれば有報の開示事項に追加すべき」との指摘があったとされている。これを受けて、金融庁・法務省は事業報告等の固有部分を

特定するとともに、有報の開示事項との共通化を図るための検討作業を行い、今後、これらの検討結果の対応表を公表する予定である。また、必要な場合には2028年3月期からの適用を目指し、府省令等の改正を含めた対応について検討するとしている。

これらを踏まえて、事務局は次の提案を示した。

有報の記載事項の整理にあたっては、企業が開示に負担感を感じている記載事項を特定し、当該記載事項の投資判断にとっての有用性を確認したうえで、有報と事業報告等との一本化の実現と総会前開示の進展に向けた取組みとの整合性や、海外の開示制度との比較といった観点も踏まえて検討する。

これを前提とした場合、まずは、有報の固有の開示事項を対象として検討していくこととし、見直し後の記載様式の適用については、事業報告等の固有の開示事項の見直し時期と同じ2028年3月期からとする。

委員からは、おおむね賛意が聞かれた。また、「一本化が実現しても総会3週間前開示が大きな負担であることは変わらず、総会の後倒しを実施したとしても、第1四半期の決算作業と重なり大きな負担となる。そのため四半期開示のあり方についても検討すべき」、「海外の開示制度との比較について、制度だけではなく開示の実態も含めて比較すべき」との意見が聞かれた。

情報開示のあり方

現状の情報開示全般について、2025年中に開催された本WGでは「任意開示書類も含む複数の開示媒体において情報開示の重複がみられ、投資者側・企業側の双方にとって非効率な状況が生じている」との指摘が聞かれていた。

これを踏まえて、事務局は法定開示書類、取引所規則上の開示書類、任意開示書類間の情報開示の重複が指摘されているなかで、あるべき情報開示のあり方について意見を求めた。

委員からは「それぞれの開示における目的を明確にし、必要に応じて相互参照を利用し負担を軽減していくことが有用」との意見が聞かれた。

サステナビリティ保証基準、検討開始

—企会審サステナ情報保証部会

去る5月25日、金融庁は、企業会計審議会第1回サステナビリティ情報保証部会(部会長・阪智香・関西学院大学商学部教授)を開催した。

当部会は4月24日に開催された企業会計審議会総会(2026年6月1日号(No.1777)情報ダイジェスト参照)において、「国際的な動向を踏まえ、サステナビリティ情報の第三者保証について、国際基準と整合性が確保された基準のあり方について必要な審議・検討を行う」とを審議事項として、設置されたもの。

主な審議事項は次のとおり。

保証基準等の検討に係る基本的な考え方

わが国において、第三者保証を実施するための基準はISSA5000(国際サステナビリティ保証基準)、IESSA(国際サステナビリティ倫理・独立性基準)、ISQM1(国際品質管理基準)といった国際基準と整合的であることが必要である。あわせて、2028年3月期から時価総額3兆円以上のプ

保証基準等の検討に係る基本的な考え方

わが国において、第三者保証を実施するための基準はISSA5000(国際サステナビリティ保証基準)、IESSA(国際サステナビリティ倫理・独立性基準)、ISQM1(国際品質管理基準)といった国際基準と整合的であることが必要である。あわせて、2028年3月期から時価総額3兆円以上のプ

これらの踏まえて、事務局は次の提案を示した。

・国際基準と同等な基準としつつ必要な調整を行うべき点
保証業務実施者が遵守すべき基本的考え方(保証の目的・意義、特に遵守すべき重要な事項等)についての意見書を取りまとめる。

・実務指針(保証基準等)の策定方法については、登録要件

を満たせば参入可能であること、現時点においてサステナビリティ保証業務に関する自主規制機関が存在しないことを踏まえ、当面の間は、金融庁が日本公認会計士協会等の関係機関と連携して策定する。

委員からは、賛意が聞かれた。事務局は、現時点で国際基準との調整を検討することが必要と考えられる次の4つの論点を示し、このほかに検討すべき論点があるか意見を求めた。

・ガバナンスに責任を負う者（保証業務実施者が保証のなかでコミュニケーションを取るべき）

き企業のガバナンスに責任を負う者に係る考え方の整理）
 ・部分保証（保証範囲の詳細をどのように明示すべきか等の特有の論点への対応）
 ・審査（要求事項として審査の明確化）
 ・引継・共同保証（国際基準上は要求事項とされていない保証業務実施者間の引継、共同保証の取扱い）

委員からは、「保証が適正性が準拠性のどちらの枠組みに基づくのか明確化すべき」、「保証報告書をわかりやすくするため工夫が必要」との意見が聞かれた。

会計 改正法人税等会計基準の適用時期等、検討—ASBJ

去る5月14日、企業会計基準委員会は、第576回企業会計基準委員会を開催した。

第101回税効果会計専門委員会（2026年6月1日号（No.1777）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案94号「法人税等に関する会計基準（案）」等について、審議が行われた。

「税効果適用指針の設例2におけるBSの表示例などで『法人税等合計』という用語があるが、『税金費用合計』など『法人税等』を用いない用語に改正すべき」とのコメントが聞かれていた。

コメント対応

これを受けて、事務局から「法人税等合計」を「税金費用」と

ポジティブ・メンタルヘルズ それはそれ!! これはこれ!! メンタルクリエイト 江口 毅

野球部のマネージャーが、相手チームに対して善意で差し入れた弁当が実は腐っていて、相手チームが全員腹を下す。それを知った部員たちは罪悪感を覚えて試合に全力で取り組めない。その様子をみた顧問が「それはそれ!! これはこれ!!」と言い放ち、我に返った部員たちは本来の力を発揮できず、試合に勝つ。

これは、熱血スポーツギャグ漫画である『逆転ナイン』（島本和彦）という作品の一場面です。ここで登場する「それはそれ!! これはこれ!!」という言葉は、筆者の座右の銘の一つで、実際さまざま場面です。たとえば、不愉快な態度をとってくる人が、至極まっとうな主張をしているとき、感情と事実を分けて考えることができるようになります。また、前回の企画がうまくいかず落ち込んでいても、今回の企画がうまくいかなければならないというように、過去の失敗と現在の挑戦を分けて考えることができるようになります。

新年度となり、研修やカウンセリングの場面で新人社員と話す機会が増えました。彼らの話を聞いていると、世の中の価値観やビジネスの常識といわれているものに自分の人生が飲み込まれることで、悩み迷っていることがうかがえます。つまり、世の中の価値観やビジネスの常識（「それ」と自分の人生（「これ」）を分けて考えることができていない）という事です。

まず、世の中の価値観に私たちは飲み込まれてしまつことが少なくありません。人間関係においては、「空気を読んで余計な一言をいわないようにしなければならぬ」、「発言するときは正解をいわずに、わなげばならない」などの価値観が挙げられます。物事への取り組み方においては、「失敗しないようにしなければならぬ」、「すぐに役に立たないことや遠回りには価値が低く、最短距離や近道に価値がある」などの価値観が挙げられます。本日は人それぞれの価値観や生き方があっていいはずなのに、私たちはいつの間にかこのような世の中の常識に染まってしまつていくことがあります。

次に、ビジネスの常識が私たちの生活を侵食することもあります。新たなビジネスを創出したり顧客満足度を高めたりするためには、「不便」、「不満」、「不安」などの「不」を解消することが重要だと

「このようなき、それはそれ!! これはこれ!!」という言葉は、私たちが解放してくれる可能性があります。「よし、よし、よし」、「仕事は仕事、私は私」と割り切ることが必要です。空気を読みすぎなくていいじゃないか。思ったことを言つた方がいいじゃないか。失敗した方がいいじゃないか。マイペースにやればいいじゃないか。非効率で不器用でもいいじゃないか。すぐに結果がなくても数年後に結果が出るかもしれないじゃないか。不安を感じた方がいいじゃないか。だって、私は私なのですから。

私らしくない、むなしさを感じる、無理しているなどと感じたとき、もしかしたらあなたにとつての魔法の言葉になるかもしれません。「それはそれ!! これはこれ!!」。

修正する対応案が示された。

委員からは、賛意が聞かれた。

適用時期

公開草案では、適用開始事業年度を、「改正法人税等会計基準を公表した日から1年程度経過した年の4月1日を想定している」とし、早期適用は、改正基準公表日以後開始事業年度の期首からと提案されていた。

仮に2026年7月頃に改正基準を公表したとき、3月決算企業における早期適用は、2027年4月1日以後開始事業年度の期首からとなり、3月決算企業が早期適用を望む場合でも、準備期間は確保される。

前記の分析を踏まえて、次の

事務局案が示された。

(1) 改正法人税等会計基準は、2028年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。

(2) ただし、改正法人税等会計基準は、改正法人税等会計基準を公表した日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができる。

委員からは、「実務的にも準備期間を置くことは適当」と賛成意見が聞かれた。

次回(6月10日開催予定)に文案を審議する予定。

会計

譲渡人がSPCである場合の金融資産の消滅範囲の明確化、公表議決へ—ASBJ金融商品専門委

去る5月13日・25日、企業会計基準委員会は第255回・第256回金融商品専門委員会を開催した。

主要な審議事項については次のとおり。

また、5月14日開催の第576回親委員会では、第255回の専門委員会と同様のテーマが審

議された。

金融資産の減損

金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応(案)の検討が行われた。

(1) 質問4:償却原価に係る会計処理

質問4においては、「金利差額調整法の定義と購入または組

成した信用減損債権の償却原価法における簡便法との関係を明確にしていたきたい」等のコメントが寄せられた。

事務局は、コメントを受け、金融商品実務指針105-4項の記載に「期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法によることができる」などを加え、明確化を図ることとした。

専門委員からは賛意が聞かれた。

(2) 質問5:開示

質問5においては、「金融商品実務指針140項に従った相殺表示は任意であるため、相殺している場合と相殺可能であっても相殺していない場合があることから、信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額について相殺後の金額としている点を見直すべき」とのコメントが寄せられた。

これを受けて、事務局は、信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、金融商品実務指針140項に従って相殺した金額または相殺可能であったが相殺しなかった金額を控除した後の金額と修正するとした。

専門委員からは「相殺していない場合に、相殺可能な金額について特定が難しい場合があるか作成者の方の意見をうかがいたい」などの意見が聞かれた。

第576回親委員会では、「実務的に金額にばらつきが出る」と懸念する意見が聞かれた。

(3) 質問8:その他

金融商品実務指針71項では、売却原価の算定について、「実効金利法における利息法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法による」との記載があるが、IFRS会計基準では「先入先出法」のみ特定する制約はないため、同様に先入先出法以外も認められるようにしてほしいというコメントが寄せられた。

事務局から、「(案1)特段の対応は行わない」と「(案2)実効金利法を採用しているときの売却原価の算定についての定めを削除する」の2案が示されたところ、専門委員からは、案2を支持する意見が聞かれた。

譲渡人がSPCである場合の金融資産の消滅範囲の明確化

企業会計基準公開草案97号(企業会計基準10号の改正案)「金融商品に関する会計基準(案)」等を最終化した際の適用

時期について検討を行った。

公開草案と同様に2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する考えが示された。

専門委員からは、賛意が聞かれ、第576回親委員会でも異論は聞かれなかった。

金融商品の分類と測定

次回(5月28日開催予定)の親委員会でも公表議決の予定。

第571回親委員会(2026年3月20日号(No.1771))情報ダイジェスト参照)にて優先的に検討を行うフェーズ1の項目として挙げられている金融資産の分類アプローチ(事業モデルおよびSPPI要件に基づくアプローチを採用するかどうか)について検討が行われた。

金融商品会計基準等では、法的形態を基礎に分類された金融資産の種類ごとに評価方法を定める分類アプローチが採用されている。一方、IFRS9号「金融商品」では事業モデルとSPPI要件に基づく分類アプローチが採用されている。

事業モデルとSPPI要件それぞれに基づくIFRS9号のアプローチを取り入れた場合の影響について事務局分析が示された。

(1) 事業モデルに基づくアプローチの採用

金融商品会計基準等では個々の金融資産ごとに分類を行うのに対して、IFRS9号のアプローチでは事業モデルごとに分類を行うため、事業モデルに関するIFRS9号のアプローチを取り入れた場合には、分類を行う単位が変更となると考えられる。この影響について、金融資産の分類アプローチとしてIFRS9号の事業モデルの定めを取り入れたとしても、分類変更が生じる局面は非常に限定的であり、過大なコスト負担や複雑な判断が要求される状況が生じる

とまではいえないと分析した。専門委員からは「違和感はない」との意見が多く聞かれたものの、仮にIFRS会計基準のアプローチを取り入れたとした場合、規定整備等のコスト負担等を懸念する意見も聞かれた。第576回親委員会において

も事務局分析に異論は聞かれなかった。(2) SPP1要件に基づくアプローチの採用 IFRS9号のSPP1要件とは、金融資産の契約条件により、表示されている通貨建の元本および元本残高に対する利息

の支払のみであるキャッシュフローが所定の日に生じるかどうかで金融資産を分類するものであり、考え方はシンプルである。しかしながら、SPP1要件の評価に関して利息の構成要素に該当するかどうかといった難しい判断が必要となる場合があることから、IFRS9号では、詳細なガイダンスが多数提供されている。

これを踏まえると、このアプローチを取り入れる場合には、判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応を組み合わせる必要があるとした。その対応として次の2つの方向性が示された。

・案1…IFRS9号のSPP1要件に関する定めをすべて取り入れる。さらに、必要に応じて、補足文書においてSPP1判定の適用に関する例示を提供する。
・案2…組込デリバティブの区分処理の影響を除いてSPP1要件を適用した場合と同様の結果となるように、金融資産の種類ごとに具体的な取扱いを定める現行の取扱いを踏襲し、実務において一般と考えられる金融資産ごとに個別の定めを設ける。

専門委員からは、案2を支持する意見が多く聞かれた。去る5月20日、企業会計基準委員会は第177回実務対応専門委員会を開催した。前回専門委員会および第575回親委員会(2026年5月10日・20日合併号(No.1776)情報ダイジェスト参照)に引き続き、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。主な審議内容は次のとおり。

排出量の売却時・引当金に係る会計処理を検討

会計

排出量の売却時・引当金に係る会計処理を検討

購入した排出権の売却の会計処理
ASBJ、実務対応専門委

購入した排出権の売却の会計処理
ASBJ、実務対応専門委

購入した排出権の売却の会計処理
ASBJ、実務対応専門委

(案1) 購入した排出権を保有目的等で分類しない。
↓購入した排出権の売却についてはすべて会計上も資産の売却として取り扱い、売却時に損益を計上することが考えられる。

(案2) 購入した排出権を取得時に保有目的等に応じて分類する。
↓制度対象事業者の保有義務の充足のみに用いる排出権は無償割当の排出権と同様に売却の会計処理は行わない一方、トレーディングを目的として保有する排出権はトレーディング目的で保有する棚卸資産と同様に時価で測定し売却時には売却の会計処理を行うこと等が考えられる。

(案2) は目的に応じた会計上の効果が得られる一方、(案1)より複雑で、企業の選好とから、事務局はよりシンプル(案1)の採用を提案した。専門委員の意見は分かれ、(案2)を支持する専門委員は、目的別のほうが会計処理時にわかりやすいと主張した一方で、排出量取引制度全体を考えた際に

は(案1)で十分だとする専門委員の声もあった。制度対象者の引当金の会計処理
事務局は、無償割当の排出権を上回った際の経済的資源の流出を引当金として計上する場合における、次の3点について意見を求めた。

(1) 引当金の計上要件に該当する具体的な時点
開始後、制度対象事業者が二酸化炭素の排出を行った時点
(2) 引当金の計上に対応する費用の額
引当金の計上に対応する費用の額
引当金の計上に対応する費用の額
引当金の計上に対応する費用の額

(3) 排出権の2年度分保有が引当金の計上に影響を及ぼすか
翌年度の無償割当分を前倒しで使用することから当年度の引当金会計処理に加味しないのではないか

専門委員からは賛意が聞かれたが、「排出量の進捗情報がな」と、期中の排出権の償却計算ができない企業があるのではないか」といった意見も聞かれた。これに対し、事務局は「企業が行う排出実績の届出が割当量の指標になる一方、初年度については概算での計算となること予想される」と回答した。

環境クレジットに関するASU、公表—FASB

去る5月19日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2026-02「環境クレジットと環境クレジット義務(トピック818)」を公表した。

このASUは、新たにトピック818を設け、環境クレジット(environmental credit) (取得した、内部で創出した、または規制当局から付与された、排出またはその他の汚染を防止、管理、削減、または除去するための権利を示し、交換取引において個別に譲渡できる執行可能な権利)と環境クレジット義務(既存の規制遵守プログラムから生じる環境クレジットによる解決が要求される執行可能な義務)について、認識、測定、表示、および開示要求を規定している。

(1) 当初の認識と測定
環境クレジットは、環境クレジット義務の決済、交換取引での譲渡、または一方の(nonreciprocal)譲渡で使用される可能性が高い場合に、資産として認識される。それら以外の環境クレジットを取得するために発生したコストは、発生時に費用として認識する。資産として認識される環境クレジットは、取得原価で当初に測定される。

(2) その後の測定(報告日の測定)
遵守環境クレジット(compliance environmental credits) (環境クレジット義務を決済するために使用できる可能性が高い環境クレジット)は、取得原価で測定され、各報告期間において減損テストは実施されない。一方、非遵守環境クレジット(遵守環境クレジット以外のもの)は、取得原価から減損損失(該当する場合)を控除した金額で測定される。

(3) 表示
連結貸借対照表において、遵守環境クレジット資産を環境クレジット義務負債と区別して個別に表示する。

(4) 開示
定性的情報(環境クレジット

の取得方法と利用目的、会計方針、および使用した重要な見積りと判断)が開示される。

環境クレジット義務の認識と測定

(1) 認識と測定
報告日以前に発生した事象(たとえば排出)が環境クレジット義務をもたらす場合に、環境クレジット義務負債を認識する。報告日時点で企業が保有し、その義務を決済するために使用することを想定している遵守環境クレジットの帳簿価額により、当初とその後との測定をする。報告日で遵守環境クレジットが不足している場合、不足分はその不足分のために必要な環境クレジットの公正価値で当初とその後との測定をする。

(2) 開示
規制遵守プログラムごとに、環境クレジット義務を生じさせる活動(決済の内容と時期を含む)、会計方針、不足分の測定方法、および使用した重要な見積りと判断が開示される。

適用関係

ASUは、2027年12月16日以降開始年度から、遡及適用され、早期適用は認められる。

上場の登録募集・報告に関する規則改正案、公表—SEC

去る5月19日、SECは、2つの規則改正案を公表した。

1つは、公開企業の効率性、柔軟性、コスト削減を高めるための「登録募集の改革案」であり、他方は、公開企業の報告枠組みを簡素化し、企業の規模や成熟度に合わせて開示義務をより適切に調整するための「登録者のステータスと新興成長企業への配慮の改革案」である。

近年の規制要求の強化により、SECへの上場企業数は減少しており、SECは、公表された改正案は、最近公表された半期報告の選択を認める規則改正案(2026年6月1日号(No. 1777) 情報ダイジェスト参照)とともに、企業が上場し続けることを促すための改正案と位置づけている。

各改正案の概要は次のとおり。

登録募集の改革案
一括登録制度(Shelf registration) (SECに様式S-3を提出し、登録することで、市場の状況等により一定期間に株式を

発行できる制度)を拡大する。多くの恩典を受け取ることができる「よく知られた経験豊富な発行体(well-known seasoned issuers)」と定義される企業を拡大する。

登録者ステータスと新興成長企業への配慮の改革案
現在の登録者ステータスは、大規模加速登録者(Large accelerated filers)、加速登録者、非加速登録者、小規模報告企業、新興成長企業の5区分であるが、これを大規模加速登録者と非加速登録者の2区分へと変更する。

大規模加速登録者となるための基準を時価総額7億ドルから20億ドルへ引き上げる(IPO後、少なくとも60カ月は大規模加速出登録者にはなることはない)。

コメント期限

コメントの募集期間は、改正案が連邦官報に掲載されてから60日間である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年5月19日	金融庁告示21号 企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	2026年3月13日に改正された温室効果ガス排出の開示に関するSSBJ基準を、開示府令に規定するサステナビリティ開示基準として指定するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260519/20260519.html
2026年5月22日	政令174号 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等	金融庁	2025年12月の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告を踏まえ、インサイダー取引規制上の「親会社」を「他の会社の意思決定機関を支配している会社」とする(2026年7月1日施行)、2025年6月の資金決済法の改正に伴い、金商法上の有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲を拡大する等(2026年6月1日施行)の改正を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260522/20260522.html

金融

長期金利高止まりと円安の背景

5月22日の日本市場では、新発10年国債利回りが2.77%で推移し、前月比で0.34%ポイント、前年同時期比で1.22%ポイント高い水準となった。また、30年国債利回りも4.01%と4%台に乗せ、前月比で0.39%ポイント、前年同時期比で0.94%ポイント高い水準となった。一方、ドル/円相場は前日に158円98銭前後で取引を終えた後、22日も158円台後半から159円台前半を中心とした値動きとなり、国内金利の上昇にもかかわらず円安水準が続いた。

長期金利の上昇要因としては、原油価格上昇を通じたインフレ懸念、日銀の追加利上げ観測、さらに中東情勢への対応として補正予算の編成と新規国債発行が意識されていることも1つにある。実際、5月19日には10年国債利回りが2.8%に達し、1996年以来の高水準となったほか、円相場も1ドル=159円92銭まで下落していた。ただ、通常であれば国内金利の上昇は円高要因になり得るが、今回の円安基調は、それだけでは説明しにくい。むしろ、米金利の高止まりが続くなかで、日米金利差の縮小期待が十分に強まらず、同時に日本側では財政拡張による国債需給の悪化懸念が意識されていることが、円買いを抑えているとみられるべきだろう。

30年国債利回りが4%台に乗せていることは、短期的な金融政策見直しだけでなく、財政運営や国債消化に対する市場の警戒も映している。また、国内投資家の国債需要や海外投資家の円売り姿勢も、当面の相場の方角を左右し得る要因だ。もちろん、日銀の追加利上げ観測が一段と強まれば円高方向に振れる場面も考えられる。しかし、インフレ懸念と財政拡張懸念が同時に残る局面では、金利上昇がただちに通貨高に結びつくとは限らない。

こうした要因が重なり、金利上昇と円安の併存は一時的な市場変動というより、低金利と安定した為替を前提としてきた企業経営環境の変化を示しつつあるといえるだろう。

証券

AI・半導体関連がもたらす日経平均株価の割高感

またしても驚くべき展開である。日経平均株価は4月初めから動意を強め、4月末に6万円に到達、さらに5月13日に63,000円台に乗った。その後6万円を割ったが、再度反騰、25日には65,000円台に突入した。

多くの投資家が、日経平均株価の強さにあらためて驚いたのではなからうか。日経平均株価の大幅な変動を演出しているのはもちろんAI、半導体関連銘柄であるが、足元ではソフトバンクグループ(SBG)、東京エレクトロン2社が平均株価に極めて大きな影響を及ぼしている。5月初めから中旬まで、日経平均株価について、SBGと東京エレクトロンの寄与度がトップクラスとなっている。

このように日経平均株価は一部の高株価銘柄が平均株価を大きく動かす構造になっており、日本の株価水準を適正に表していない、偏りがある。いわゆる値高株問題といわれるものである。

現在、日経平均株価の動向はAI、半導体関連分野が決めているが、それに大きな影響を与えるのが、米国のAI、半導体企業である。米国企業は本体を扱う主役であり、日本企業は「関連」という言葉がついているようにAI・半導体産業の周辺を回る脇役である。脇役は結局、主役に振り回される。

米国のAI・半導体産業は産業史の歴史にも例が見当たらないようなブーム状態にある。その象徴が驚くほど巨額の設備投資ラッシュである。優秀な経営力が称えられる米国のテック企業ではあるが、設備投資の判断は万全なのだろうか。

日本としては、米テック企業の評価をすることは至難の業だ。できることはAI・半導体関連産業への投資一辺倒ではなく日経平均株価を形成する、その他の産業で、収益見通しの明るい企業にも資金配分を高めていくことだろう。